

入居者様へ



## 家主ダイレクト スマイサポートパック



Casa

# 快適なくらしをサポート

Casa の保証サービスは、ご家族やご友人に代わり Casa が連帯保証人となるサービスです。各種ご優待サービスや、設備トラブル・事故に備えた充実のサービス・補償で入居後も安心です。

1

## 連帯保証人不要 家賃保証サービス

Point  
1

### 連帯保証人が不要

入居から退去まで、Casa がお客様の保証人となります

Point  
2

### 誰でも安心

日本国内に居住予定の方なら  
国籍・年齢・職業は問いません

Point  
3

### 家賃の口座振替サービス

振込みの手間がありません

2

## 入居者様専用 優待サービス



家具



生活雑貨



フードデリバリー



お花の定期便



動画配信



家電

優待はアプリからご利用いただけます

(アプリについては本冊子裏面をご確認ください)

3

## トラブル対応 あんしん 24

### 駆けつけサポート



鍵



水まわり



ガラス

### 暮らしの相談サポート



ガス



電気



健康・医療



生活相談

4

## 家財保険 すまいレスキュー保険 A

自然災害だけでなく火災や盗難、破損などの  
リスクに対応 (以下、一部抜粋)



火災



落雷



水漏れ



破損



盗難



破裂・爆発

## 必要書類

下記の書類よりいずれか一つをご用意いただき、保証委託申込書をご記入ください。

個人	日本国籍の方	■ 運転免許証 ■ 各種健康保険証 ■ パスポート ■ 各種年金手帳
	外国籍の方	■ 在留カード（表裏の写し） ■ 特別永住者証明書 ■ パスポート（顔写真・名前記載のページおよび在留期限・在留資格の記載があるページ）
法人		■ 履歴事項全部証明書（3ヶ月以内）

※ 未成年の方は親権者同意書のご提出が必要です。 ※ 必要に応じて追加で書類をご提出いただく場合があります。

- 審査の際、お申込内容の確認のため、Casa（TEL：03-5339-1049）よりお申込者様および緊急連絡先、勤務先へお電話をさせていただくことがあります。

## 費用について

初回保証委託料 （ご契約時に1回）	賃料合計の50% 最低額 20,000円	家賃の初回引落時に口座振替
月額サービス料 （毎月）	1,300円/月（税込）	保証開始日の翌月分より※ 口座振替

- 月額サービス料は保証開始日（契約締結日または賃貸借契約開始日のいずれか遅い日）の翌月分より口座振替となります。  
例）契約締結日が9/25で賃貸借契約の開始日が10/1の場合、11月分より
- 初回請求時に振替開始前の月額サービス料を合算してご請求させていただきます。

## 家賃のお支払いについて

毎月27日  
口座振替



27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に引落としとなります。  
家賃は前払いです。 例：2月27日の引き落としは3月分の家賃

- ※ 別途、家賃の引落時に決済手数料 300円/月（税込）がかかります。
- ※ 口座振替の手続きに通常1~2ヵ月ほどかかります。引き落とし開始前の家賃は、払込票を郵送いたしますのでコンビニエンスストア・銀行振込でお支払ください。

## 駆けつけサポート



### 鍵のトラブル

- ・ 鍵を紛失して家に入れない
- ・ 外出先に鍵を忘れてしまった



### 水まわりのトラブル

- ・ 蛇口の水漏れ・排水・トイレ詰まり
- ・ 配管からの水漏れ
- ・ 洗濯機ホースを接続してほしい



### ガラスのトラブル

- ・ 空き巣侵入、ガラスを割られた
- ・ 自然災害でガラスが割れた

**+** 宿泊サポート 解錠出来ない場合  
1万円(税込)まで

対応エリア：全国（一部離島、山間部を除く）

無償範囲：基本料金・出張料金・時間別料金 60分以内の作業料金

有償範囲：60分を超える特殊作業料金、部品代（ガラス、パッキンなど）

※ 経年劣化や共用部のトラブルに関しては、オーナー様・管理会社へご連絡いたします ※ 災害、天災等が理由で当日の出動対応ができかねる場合があります

## 専用アプリから 24 時間 365 日受付

お困りごとがあった際にはお手持ちのスマホから気軽に連絡することができます。



緊急時  
安心

### 電話で受付

緊急のお問合せもお電話ならいつでもご相談できます。

TEL:0120-029-600 年中無休

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語



気軽に  
相談

### チャットで受付

万が一の際の家賃のご相談等を専用アプリから気軽に相談することができます。

対応可能時間：平日10時～17時まで

# ご契約者様 専用アプリ 入居者カフェ

ご相談はチャットで気軽に問合せ  
入居者様限定のお得な優待サービスも



## 暮らしの相談窓口

緊急時にはアプリからお電話で相談を受付。  
チャットからもお気軽にご相談いただけます。



## 充実の優待サービス



Wi-Fi



生活雑貨



フードデリバリー



お花の定期便



動画配信



家電



ドレスレンタル



パンの定期便



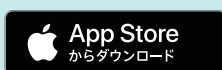
旅行

ご利用はアプリを  
ダウンロードして簡単登録！

ご利用には保証委託契約書に記載の承認番号  
(10桁の数字) が必要です。

入居者カフェ

検索



# 家財保険「すまいレスキュー保険 A」

## 家財保険

<p>1 火災</p> 	<p>2 落雷</p> 	<p>3 破裂または爆発</p> 	<p>4 給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ</p> 	<p>5 風災・ひょう災 雪災 ※家財の損害額に条件はありません。</p> 
<p>6 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊</p> 	<p>7 騒じょうなど</p> 	<p>8 家財の盗難 ※1事故、50万円限度。</p> 	<p>9 通貨の盗難 ※通貨は1事故、1世帯20万円限度。</p> 	<p>10 預貯金証書の盗難 ※預貯金証書は1事故、1世帯につき保険金額を限度。</p> 
<p>11 いたずら ※1事故、30万円限度。</p> 	<p>12 水害 ※保険金は再調達価額に占める家財の損害割合によって異なります。</p> 	<p>13 持ち出し家財保険金 一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建物内で①～⑧の事故によって損害を受けた場合</p>		

## 賠償責任保険

<p>14 家主様への賠償責任</p> <p>火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れにより被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合</p> 	<p>15 第三者に対する賠償責任</p> <p>居住する住宅の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内での日常生活における事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合</p> 
--	--

### さらに次の費用保険金等が付帯されます

臨時費用	水道管等修理費用	ドアロック交換費用
残存物清掃費用	緊急避難費用	ガラス交換費用
浴槽交換費用	損害防止費用	修理費用 (※借用住宅に限ります)
地震火災費用	ビッキング防止費用	近隣見舞費用
洗面台交換費用	便器交換費用	遺品整理費用

- 家財の損害額は再調達価額の基準で損害額をお支払いしますので、万一の場合でも損害賠償金で同等の家財が購入出来ます。(※ただし貴金属などは時価額で評価)
- 損害保険金等をお支払いする際にお客さまからの自己負担額はありません。
- 修理費用の補償には「住宅内での被保険者の死亡による借用住宅の損害(50万円限度)」を含みます。
- このパンフレットはすまいレスキュー保険 A の概要を説明したものです。詳細は取り扱い代理店またはレスキュー損害保険株式会社までお問い合わせください。
- このパンフレットに記載している、すまいレスキュー保険 A 以外の各種サポート、サービスの内容は、レスキュー損害保険株式会社が提供するすまいレスキュー保険 A の付帯サービスではありません。

# 補償内容について

保険金の種類	保険金等をお支払する場合	お支払する保険金等の額 (家財保険限度額100万円)	保険金をお支払できない 主な理由	
損害保険金	①火災	損害額：保険金額を限度 ※貴金属等以外は再調達価額基準の損害額 ※貴金属等は時価額基準の損害額 (1個(組)ごとに30万円限度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反</li> <li>家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする者の故意</li> <li>家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ</li> <li>家財が屋外にある間に生じた盗難</li> </ul>	
	②落雷			
	③破裂または爆発			
	④給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ			
	⑤風災・ひょう災・雪災			
	⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊			
	⑦騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為			
	⑧家財の盗難	家財	損害額：1事故につき50万円を限度 ※貴金属等は1個(組)ごとに30万円を限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。</li> <li>持ち出し家財である自転車の盗難</li> <li>戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</li> <li>地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li> <li>核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故</li> <li>上記以外の放射性放射または放射能汚染など</li> </ul>
	⑨通貨の盗難	通貨	1事故、1世帯ごとに20万円を限度	
	⑩預貯金証書の盗難	預貯金証書 盗難後ただちに預貯金先と所轄の警察署に届出を行ったにもかかわらず預貯金先から現金が引き出された場合	1事故、1世帯ごとに保険金額を限度	
	⑪いたづら	第三者によるいたづら(未遂事故を含む)により家財が損害を受けた場合	1事故につき30万円を限度	
	⑫水害	床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100%：保険金額を限度	
		床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合	保険金額×10%を限度	
床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%未満の損害を受けた場合		保険金額×5%を限度		
	家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100%：保険金額を限度		
持ち出し家財保険金	一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建築物内で上記①～⑧の事故によって損害を受けた場合	1事故につき保険金額の20%に相当する金額を限度 ※貴金属等の場合は1個(組)ごとに30万円を限度		
臨時費用保険金	上記①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合	損害保険金×5%を限度		
修理費用保険金	上記①～⑧、⑩～⑪の事故および住宅内での被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、被保険者(住宅内での死亡の場合は被保険者の法定相続人)が自己の費用で修理した場合 ※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限ります	実費：1事故につき100万円を限度 ※住宅内での被保険者の死亡の場合は1回の事故につき50万円を限度		
水道管等修理費用保険金	凍結により専用水道管、または住宅の給湯器に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合 ※被保険者以外の者が占有する部分を除きます	実費：1事故につき10万円を限度		
地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が損害を受け次の状態になった場合 a. 住宅が半焼以上になった場合 b. 家財が全焼した場合	保険金額×5% ※ただし家財の再調達価額の5%限度		
ドアロック交換費用保険金	住宅のかぎが日本国内で盗難され、被保険者が自己の費用でドアロックの交換をした場合に要する費用	実費：1事故につき3万円を限度		
ピッキング防止費用保険金	住宅が盗難あるいはいたづらにあい、玄関ドアのロックを開錠され被保険者が自己の費用でドアロックを交換した場合、ドアロックの交換や防犯装置設置に要する費用	実費：1事故につき3万円を限度		
残存物清掃費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金が支払われる場合で、損害を受けた家財の残存物の清掃及び運搬費用	実費：1事故につき損害保険金×5%を限度		
近隣見舞費用保険金	上記①・③の事故により第三者の所有物に滅失、き損または汚損の損害が生じた場合	被災世帯数×5万円 ※1事故につき保険金額×5%を限度		
緊急避難費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金が支払われる場合で、住宅に損害が生じ、住宅の代替として宿泊施設などを臨時に使用した際の宿泊費用	実費：1事故につき損害保険金×5%を限度 ※事故日から30日以内に対応する費用		
洗面台交換費用保険金	住宅の洗面台が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度		
ガラス交換費用保険金	住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合(熱割れによる破損を含みます。)	実費：1事故につき100万円を限度		
便器交換費用保険金	住宅の便器が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度		
浴槽交換費用保険金	住宅の浴槽が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度		
遺品整理費用保険金	住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合	実費：1事故につき30万円を限度		
損害防止費用	損害防止費用	上記①、②、③の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用	実費	
賠償責任保険	賠償責任保険金	火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れにより被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合  被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内での日常生活における事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者や被保険者の故意</li> <li>地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li> <li>被保険者と同居する者に対する賠償責任など</li> <li>被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊によって、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任</li> </ul>	
		実額(法律上の賠償責任の額) 1,000万円を限度		







もしも家財保険・賠償責任保険の事故にあわれたら…  
すまいレスキュー保険A事故受付専用ダイヤル(フリーコール)

0120-123-030





24時間  
年中無休

# 家財保険「すまいレスキュー保険 A」

## ✓ 家財の損害

○ 保険金をお支払いする主な例	×	保険金をお支払いできない主な例
<p>火災を起こし、家財が焼失してしまった。 火災による家財の損害を補償致します。</p> 		<p>地震により、テレビが倒れ、破損してしまった。 地震による損害は、補償の対象外となります。</p> 
<p>隣室からの火事による延焼で、家財が焼失してしまった。 類焼による家財の損害を補償致します。</p>		<p>隣室からの火事による類焼で、駐車場に置いていた車に損害が発生した 自動車は家財保険の目的には含まれないため補償の対象外となります。</p> 
<p>上階からの漏水でテレビが故障してしまった。 他人の戸室で生じた事故による水漏れによる家財の損害を補償致します。</p> 		<p>雨漏りでテレビが、故障してしまった。 雨漏りによる家財の損害は、補償の対象外となります。</p>
<p>台風でガラスが割れ、雨が吹き込み家財に損害が生じた。 風災による家財の損害を補償致します。</p> 		<p>窓を閉め忘れた為、雨水が吹き込み家財に損害が生じた。 単なる雨水の吹き込みを原因とする家財の損害は、補償の対象外となります。</p>
<p>デパートでひったくり被害にあい、カバンを盗まれた。 一時的に持ち出された家財が、他の建築物内で盗難等の被害にあい損害を受けた場合は、持ち出し家財保険金をお支払致します。 <small>※地下通路やアーケードなど、もっぱら通路として利用される建築物内を除く。※現金は持ち出し家財保険金の補償対象外です。</small></p> 		<p>デパートでカバンを置き忘れ、紛失してしまった。</p>

## ✓ 入居者の法律上の賠償責任

○ 保険金をお支払いする主な例	×	保険金をお支払いできない主な例
<p><b>家主様に対する賠償責任</b></p> <p>洗濯機のホースが外れ、借用戶室の床に損害を与えてしまった。</p> 		<p>排水管の老朽化が原因で階下に漏水してしまった。 老朽化による漏水は、建物所有者の責任となります。</p>
<p>火災を起こし、借用戶室を焼失させてしまった。</p> 		<p>アイロンで、誤って床を焦がしてしまった。 火事に至らない焦損は、補償の対象外となります。</p>
<p>ガス爆発を起こし、借用戶室に損害を与えてしまった。</p> 		<p>水槽を割ってしまい、借用個室の床に水濡れによる損害を与えてしまった。 給排水設備に生じた事故に伴う漏水ではない為、補償の対象外となります。</p>
<p><b>第三者に対する賠償責任</b></p> <p>洗濯機のホースが外れ、階下の天井、家財に損害を与えてしまった。</p>		<p>自動車を運転中、他人に怪我をさせてしまった。 自動車事故による損害は、補償の対象外となります。</p> 
<p>ベランダから物を落とし、歩いていた人に怪我を負わせてしまった。</p> 		<p>勤務中に、誤って事務所内のガラスを破損させてしまった。 職務遂行中の事故は、補償の対象外となります。</p>

※ これらは本保険金の概要をご理解いただくためのお支払い例です。実際の保険金お支払いの判定基準は複合的な要素も加味されます。



## ✓ 費用保険金等

### ○ 保険金をお支払いする主な例

誤って借戸室の窓ガラスを割ってしまった。  
[100万円限度]



寒暖差による自然現象、または熱を原因として、  
窓ガラスが破損した。 [100万円限度]



化粧ピンを落とし、洗面台を破損してしまった。  
[100万円限度]

※交換した場合が対象です。



誤って、浴槽を破損させてしまった。  
[100万円限度]

※交換した場合が対象です。



誤って、便器を破損させてしまった。  
[100万円限度]

※交換した場合が対象です。



凍結により、水道管や給湯器が破損した。  
[10万円限度]



部屋の鍵が盗難被害にあったため、  
ドアロックを交換した。 [3万円限度]



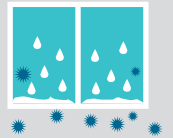
### ✕ 保険金をお支払いできない主な例

老朽化により、給湯器が故障してしまった。

老朽化による設備の故障や汚れなどは補償の対象外となります。

結露を原因として、  
借戸室にカビの損害が発生した。

カビによる損害は補償の対象外となります。



外出先で鍵を紛失し、ドアロックを交換した。

鍵の紛失は補償の対象外となります。

地震により、化粧ピンが落ち、  
洗面台が破損してしまった。

地震による被害は、補償の対象外となります。

原因不明の水漏れが発生した為、  
原因調査を業者に依頼した。

原因調査費用は、補償の対象外となります。

※ これらは本保険金の概要をご理解いただくためのお支払い例です。 実際の保険金お支払いの判定基準は複合的な要素も加味されます。

# 重要事項説明書（被保険者向け）[ 契約情報 ]

## 1 商品の仕組み

この保険は、レスキュー損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）が引き受ける家財保険（賠償責任保険特約付き）です。家財保険は、火災をはじめとする様々な事故により、被保険者が居住する住宅に収容された家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、賠償責任保険は偶然な事故により、被保険者および被保険者と同居する方が住宅の貸主または他人に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。この保険には包括契約特約が適用されます。

## 2 包括契約特約について

保険契約者は法人または個人事業主に限ります。保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数、住宅の住所などを記載した帳簿を備え、当社からの求めがあれば帳簿を当社へ提出する必要があります。被保険者は、帳簿に記載された住宅に入居する者に限ります。

## 3 主な特約とその概要

この保険で自動セットされる特約は、賠償責任保険特約、包括契約特約です。また、保険契約者の意向で賠償責任保険補償拡大特約、法人特約、立替払特約をセットすることができます。

## 4 補償の期間

保険契約者の帳簿に記載された補償開始日（通常は入居日）の午前0時に始まり、保険契約者の帳簿に記載された補償終了日（通常は解約日）の24時に終わります。

## 5 お引受条件

全ての被保険者が加入するプランは同一プランとなりますので、被保険者がプランを選択することはできません。

## 6 保険料の払込

保険料は保険契約者が当社へ支払いますので、被保険者が直接当社へ支払うことはありません。

## 7 解約返戻金、満期返戻金、契約者配当金

解約返戻金、満期返戻金、契約者配当金はありません。

## 8 被保険者について（範囲と制限）

被保険者は、この保険における住宅に居住する被保険者およびその同居者をいいます。被保険者は、保険契約者の帳簿に記載された住宅に入居する者に限ります。

## 9 補償の重複

ご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（家財保険以外の保険契約にセットされる特約や他社の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（※）

（※）1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

## 10 損害保険会社破綻時の取扱い

万一当社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

## 11 補償内容

補償内容、保険金等をお支払いする事由や保険金をお支払いしない事由はパンフレットにてご確認ください。

## 12 ご加入時およびご加入後にご注意いただきたいこと

他の保険契約がある場合、他の保険契約から保険金が支払われていないときは、この保険契約の支払責任額をお支払いします。また、他の保険契約から保険金が支払われたときは、この保険契約の支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、この保険契約の支払限度額を限度とします。

## 13 クーリングオフ（契約申込の撤回等について）

保険契約者が法人または個人事業主のため、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

## 14 事故が起こったときの手続きおよび注意点

- (1) ご契約いただいた保険契約で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく当社までご連絡ください。事故の届出が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることがあります。
- (2) 火災などの事故の場合は、損害のあったことの確認が必要となりますので、焼けたもの等を当社の調査前に処分なさらさないで下さい。
- (3) 賠償責任にかかわる事故が発生した場合は、必ず保険会社にご相談の上、示談交渉を行ってください。保険会社の承認がないまま被害者に対し損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (4) 保険金請求の際は当社所定の次の書類をご提出いただきます。
  - ①保険金請求書 ②損害見積書 ③家財の盗難による損害の場合は所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
  - ④他の保険契約の有無および内容を確認するための書類
- (5) 保険金請求権には時効（3年）がありますので、ご注意ください。

■ 事故受付専用ダイヤル：レスキュー損害保険株式会社  
**0120-123-030**（通話料無料）【受付時間 24 時間 365 日】

## 15 指定紛争解決機関について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等については、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関「そんぽ ADR センター」をご利用いただくことができます。

## 16 個人情報のお取り扱いについて

当社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

1. 個人情報の取得  
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。
2. お客様に関する情報の利用目的について  
お客様からご提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用させていただきます。
  - ①保険契約の引受、管理 ②適正な保険金の支払い など
3. お客様に関する情報の外部への提供について  
当社は、個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。
  - ①当社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合 など

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスについては当社ホームページをご覧ください。以下のお問合せ窓口までお問い合わせください。

【引受保険会社】  
**レスキュー損害保険株式会社**  
東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル  
TEL 03-6910-3277【営業時間 9:00～17:00（土日・祝日除く）】

株式会社 Casa の子会社である株式会社 COMPASS（東京都新宿区西新宿 2-6-1）が主たる保険契約者、また株式会社 Casa が従たる保険契約者となり、引受保険会社との間で締結した損害保険契約に基づきます。詳細は保証委託契約書をご確認ください。

# あんしん 24 利用規約

## 第 1 条 (目的)

本規約は、株式会社 Casa (以下、「弊社」といいます。) が株式会社 COMPASS (以下「COMPASS 社」といいます。) 及びジャパンベストレスキューシステムズ株式会社 (以下、「JBR 社」といいます。) と提携して提供する「あんしん 24」(以下「本サービス」といいます。) をご利用いただく入居者様との間の本サービスの利用に係る契約内容等を定めるものです。

## 第 2 条 (サービスの内容)

本サービスの内容は、次のとおりです。ただし、弊社との保証委託契約に係る対象の物件(以下、「対象物件」といいます。) の所在地その他の理由により、一部のサービスの提供を行えない場合があります。

### ● 駆けつけサポート

カギ・水まわり・ガラスのトラブルについて、24 時間 365 日入居者様からのお電話 (TEL:0120-029-600) によるご依頼に基づき専門の担当者が駆けつけるサービス。

### ● 暮らしの相談サポート

健康・医療、スーター等の生活上のトラブル、ガス給湯器のトラブル、電気のトラブル等について 24 時間 365 日入居者様からのお電話 (TEL:0120-029-600) でのご相談に対応するサービス。

## 第 3 条 (本サービスの利用条件)

1. 本サービスは、対象物件の入居者様のみが利用することができます。対象物件と異なる物件では利用できません。
2. 本サービスは、入居者様が対象物件から退去された場合、又は入居者様と弊社との保証委託契約が終了した場合は、その時点で終了します。

## 第 4 条 (提供期間)

本サービスの提供期間は、入居者様が入居してから退去されるまでとなります。ただし、入居期間中であっても入居者様と弊社との保証委託契約が終了した場合は本サービスの提供が終了となります。

## 第 5 条 (費用の負担)

本サービスの料金は、月額サービス料に含まれるため、入居者様には原則として月額サービス料以外の金銭負担はありません。ただし、60 分を超える作業又は部品代が発生した場合は別途費用が発生します。また、鍵の紛失など入居者様の過失による事故について本サービスの利用があった場合、工事費等の実費を請求させていただく場合があります。

## 第 6 条 (対象物件への立入等)

弊社、JBR 社又はこれらの業務提携先は、ガラスのトラブル・水周りのトラブルへの対応等のために、対象物件に立ち入ることが出来るものとします。ただし、入居者様が当該立ち入りについて承諾をされない場合にはこの限りではありません。

## 第 7 条 (再委託)

弊社は、本サービスについての業務の一部を外部に委託することがあります。

## 第 8 条 (損害賠償)

1. 弊社は、本サービスの提供にあたって、弊社の責めに帰すべき事由により入居者様に損害を与えた場合、入居者様に対して以下の通り、当該損害の賠償をいたします。
2. 弊社に対して損害の賠償を請求する場合、入居者様は損害の発生の実事を知った後、遅滞なく弊社に対して通知し、弊社は現場確認や公的機関等から発行された証明書等により損害を確認したうえで、損害賠償を行います。入居者様がこの通知を怠った場合は、賠償に関する諸手続きが行えない場合があります。
3. 弊社が賠償する損害の範囲は、入居者様が実際にかつ直接に被った損害のみとします。逸失利益等は対象になりません。但し、弊社に故意又は重過失がある場合は、この限りではありません。

## 第 9 条 (入居者様情報の取り扱い)

1. 弊社は入居者様の個人情報をホームページ等に記載の「個人情報取扱規程」に基づき取り扱います。
2. 弊社は、本サービスの提供につき弊社が提携している COMPASS 社、JBR 社及び弊社が本サービスに関する業務を委託している事業者に対し、必要な範囲で個人情報を提供、開示する場合があります。この場合、弊社は提携先又は委託先との間で取り扱いに関する契約を結ぶ等、適切な措置をとります。

## 第 10 条 (権利譲渡の禁止)

入居者様は弊社の同意なしに本サービスに関する権利・義務を第三者に譲渡できません。

## 第 11 条 (免責事項)

弊社は、以下各号に定める場合で本サービスの全部又は一部の提供を継続できないと判断したときは、本サービスの提供を停止します (特定の入居者様に対する提供のみ停止する場合を含みます。以下停止の対象となるサービスを本条において「当該サービス」といいます。)。停止期間中、弊社は当該サービスの提供についての義務を一切免れるものとし、停止に起因する損害について責めを負わないものとします。

- ① 天災地変、戦争、暴動、内乱、争議行動その他不可抗力による場合
- ② 入居者様が暴力団、反社会的勢力又はこれらに準ずるものの構成員、又は準構成員であることが判明した場合
- ③ 入居者様が本サービス利用時において、弊社、当該サービスの提供者又はそれらの提携先等 (以下「弊社等」) に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁にかけ等の行為を行い、弊社等の業務を妨害し、又は業務に支障を与えた場合
- ④ 入居者様の対応、態度、行動等から判断し、弊社等が適正に当該サービスを提供することが困難であると判断した場合
- ⑤ 本サービスを行う際に、弊社等の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合
- ⑥ 暴言・暴力やセクシャルハラスメント等、弊社等のサービススタッフの人格等を傷つける行為や言動があったとき又は、あったと弊社が認めた場合
- ⑦ 入居者様が弊社に届け出た情報に虚偽が含まれていることが判明した場合
- ⑧ その他、弊社が本サービスの提供を継続することが不適切と判断する行為

## 第 12 条 (利用規約の変更)

本規約及び個別サービスについての利用規約 (以下「本規約等」といいます。) は、入居者様からの個別の同意を得ることなく変更される可能性があります。ただし、本規約等の変更は、民法第 548 条の 4 の定めに基づき、効力発生時期を定め、ホームページへの掲載、入居者様への通知、その他の適切な方法により変更内容を周知したうえで行うものとします。

## 第 13 条 (協議事項)

入居者様と弊社は、本規約等に定めのない事項または本規約等の解釈に疑義が生じた事項については、法令に従うほか、互いに信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決を図るものとし、

## 第 14 条 (管轄合意)

本規約等又は本サービスに関連する一切の紛争 (裁判所の調停手続を含みます。) については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

2021 年 8 月 3 日 制定

株式会社 Casa

<https://www.casa-inc.co.jp/>

東京都新宿区西新宿 2-6-1  
新宿住友ビル 30 階

